

政策調整会議次第

日時 令和4年4月11日（月）

午前9時

場所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議題

- ・朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について

朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について

【制定動機】

社会で普通に暮らしている中で、誰もが突然に犯罪被害者やその家族、遺族になる可能性がある。また、生計、医療・福祉、住宅、雇用など生活各般にわたる問題に直面し、さらには周囲の配慮不足による社会的孤立を余儀なくされる場合もあり、二次的被害に苦しんでいる方もいる。誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪被害者等に対する適切な支援をすることを目的とする。

また、令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画において地方公共団体における被害者支援の推進について明記されていること、制定していない場合、相談があった際に適切なサービスを提供できないことなど、自治体間での格差が生じる可能性もある。

上記の様に犯罪被害者等に不安や負担をなるべくかけない取組を当市でも講じる必要があると考える。

【条例の支援内容】

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念のほか、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、相談や情報提供などを行うとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に寄り添った支援を行っていくものとなっている。

また、犯罪被害者等で一定の条件に該当した方に見舞金の支給を行うものである。

【参考にした自治体】

- ・川越市「川越市犯罪被害者等支援条例」
- ・さいたま市「さいたま市犯罪被害者等支援条例」
- ・春日部市「春日部市犯罪被害者等支援条例」

○意見募集

(1) パブリック・コメント

- ①意見募集期間 令和4年3月1日（火）から3月31日（木）まで
- ②意見提出件数 0件

(2) 職員コメント

- ①意見募集期間 令和4年3月1日（火）から3月31日（木）まで
- ②意見提出件数 1件（1名）

○修正箇所

なし

議案第 号

朝霞市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を図り、もって犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう行うとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の厳正な取扱いの確保に十分配慮して行わなければ

ならない。

- 4 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、並びに協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際して二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の規定による相談、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡及び調整を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(市民等の理解の増進)

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な施

策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

令和 年 月 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

（趣旨）

第1条 この規則は、朝霞市犯罪被害者等支援条例（令和 年朝霞市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であったことその他政令で定める要件を満たすものをいう。

（見舞金の種類及び額）

第3条 朝霞市犯罪被害者等支援条例第八条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として当該遺族に支給する。

（見舞金の支給対象者）

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われた時に市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順

位遺族」という。)

- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者で、当該犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで引き続き市民であるもの(第6条及び第7条において「重傷病被害者」という。)

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者で、犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで引き続き市民であるものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第7条第1号において同じ。)

- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

(見舞金の支給の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪行為被害者(死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下この条において同じ。)又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する関係があつたとき。

イ 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。)

ロ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。)

ハ 3親等内の親族(イ又はロに掲げる者を除く。)

- (2) 当該犯罪行為による被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。
- イ 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
 - ロ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - ハ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- (3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。
- イ 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - ロ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、又は属していたことがあること。
 - ハ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 遺族見舞金 遺族見舞金支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類
- イ 死亡被害者の死亡診断書その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
 - ロ 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書
 - ハ 当該犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書
 - ニ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認する書類
 - ホ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証明する書類
 - ヘ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類
 - ト 申請者が第5条第1項第2号の規定に該当する者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類
 - チ 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）
 - リ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 重傷病見舞金支給申請書（様式第3号）及び次に掲げる書類

イ 重傷病被害者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

ロ 犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで申請者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ハ その他市長が必要と認める書類

（支給申請の期限）

第8条 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

（見舞金の支給決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第10条 前条の規定により見舞金を支給する旨の決定（第11条において「支給決定」という。）を受けた者は、当該見舞金の支給を請求するときは、見舞金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（見舞金に係る調査等）

第11条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な事項の調査を行い、又は報告を求めることができる。

（見舞金の支給決定の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

(1) 支給決定後に、第6条各号の規定に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

議案第 号 朝霞市犯罪被害者等支援条例

(経過措置)

この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は傷害を受けた犯罪被害者について適用する。

遺族見舞金支給申請書

年 月 日

(提出先)

朝霞市長

住 所
 フリガナ
 氏 名
 電話番号
 犯罪行為被害者との続柄

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第 7 条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	
	死亡年月日	年 月 日
犯罪行為が行われた日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為が行われた場 所		
犯罪行為による被害の発生状況		
取扱警察署 (被害届の受理番号)	都道府県 警察署 (年 月 日 第 号)	
死亡前の重傷病見舞金の支給の有無	有 ・ 無	
備 考		
<p>【同意欄】 犯罪行為による被害の発生状況等、遺族見舞金の支給に関し必要な事項について、朝霞市長が関係機関等に対して調査等を行うことに同意します。 年 月 日 氏 名</p>		

遺族見舞金代表者選任届

年 月 日

(提出先)

朝霞市長

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

犯罪行為被害者との続柄

私は、遺族見舞金を受けるべき第 1 順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者に選任されたことを届け出ます。

私は、上記の者が、遺族見舞金を受けるべき第 1 順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者となることに同意します。			
第 1 順位の遺族の氏名	犯罪行為被害者との続柄	住 所	電話番号

重傷病見舞金支給申請書

年 月 日

（提出先）

朝霞市長

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第 7 条の規定によ
り、次のとおり重傷病見舞金の支給を申請します。

犯 罪 行 為 被 害 者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯 罪 行 為 が 行 わ れ た 時 の 住 所	
犯 罪 行 為 が 行 わ れ た 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯 罪 行 為 が 行 わ れ た 場 所		
犯 罪 行 為 に よ る 被 害 の 発 生 状 況		
負傷又は疾病の状態		
取 扱 警 察 署 (被害届の受理番号)	都道府県 警察署 (年 月 日 第 号)	
備 考		
<p>【同意欄】</p> <p>犯罪行為による被害の発生状況等、重傷病見舞金の支給に関し必要事項について、朝霞市長が関係機関等に対して調査等を行うことに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p>		

見舞金支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付で支給の申請がありました見舞金については、次のとおり決定したので、朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により通知します。

1 支給する

- (1) 見舞金の種類 遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
(2) 見舞金の金額

_____円

2 支給しない

(理由)

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第 号 朝霞市犯罪被害者等支援条例
様式第 5 号（第 9 条関係）

見舞金請求書

年 月 日

（提出先）

朝霞市長

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第 9 条の規定により、次のとおり見舞金を請求します。

見舞金の種類		遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
見舞金決定通知書番号		年 月 日付 第 号
請求金額		
見舞金の振込先	金融機関名	
	支店名	
	預金種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	